

令和元年 第6回 茨木市障害者差別解消支援協議会

開催日時	令和元年11月18日(月) 午後1時59分～午後3時35分
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
議題	<p>開会</p> <p>1 意見交換会(グループワーク)</p> <p>2 平成30年度相談対応について(報告事項)</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 相談件数、内訳など</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 各機関等から情報提供</p> <p>3 今後の予定、連絡事項など</p> <p>閉会</p>
資料	<p>会議次第</p> <p>当日資料 配席表</p> <p style="padding-left: 20px;">意見交換(グループワーク)グループ分け</p> <p style="padding-left: 20px;">意見交換(グループワーク)</p> <p style="padding-left: 20px;">秘密の保持について</p> <p style="padding-left: 20px;">相談事例の分類や整理の考え方</p> <p style="padding-left: 20px;">平成30年度相談事案について</p> <p style="padding-left: 20px;">平成30年度本市の障害者差別解消の取組について</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>1 開会</p> <p>ただいまから第6回茨木市障害者差別解消支援協議会を開催いたします。なお前回の会議以降、今回の会議開催までに障害者差別についてのあっせん等の申し立ては上っていないことを申し添えさせていただきます。</p> <p>本日の資料の確認をさせていただきます。次第のほか、当日の資料といたしまして、「意見交換(グループワーク)」というものと、その「グループワークのグループ分け」、続いて「平成30年度相談事案について」という資料。さらに続いて「相談事例の分類や整理の考え方」というもの。「秘密の保持について」というもの。そして前回第5回の協議会資料の差しかえといたしまして、資料1-1「平成30年度本市の障害者差別解消の取組について」というもの。あと、情報提供といたしまして、講演会のご案内をお配りさせていただいております。特に不足等はないでしょうか。もし不足があれば、いつでもお声かけいただければ、お渡しをさせていただきます。</p> <p>それでは、本協議会規則第5条第1項の規定に基づきまして、会長に議事の進行をよろしくお願いします。</p>
会長	<p>皆さん、ご苦労さまです。ただいまから第6回の協議会を始めます。始めるに当たって、出席状況等のご説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>本日ですが、協議会の委員15名の中で12名の出席をいただいております。欠席の委員でございますが、3名いらっしゃいます。半数以上のご出席をいただいておりますので、本協議会規則第5条第3項により会議は成立いたしております。</p> <p>前回の会議の時にアナウンスをさせていただいておりますが、本日は個人情報を取り扱う関係上、会議は非公開で行いますので、傍聴のかたはいらっしゃいません。</p> <p>なお、秘密の保持についてですが、資料の中にあります「秘密の保持につ</p>

	<p>いて」というもののご確認をお願いいたします。協議会では個別の事例について話し合いを行う場合や、市で受けました相談内容の報告を行いますけれども、協議会委員における秘密の保持については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第19条に定められておりまして、また同じ法律の第25条にはその罰則規定が置かれています。さらに本市、茨木市障害者差別解消支援協議会の規則第9条にも秘密の保持について定めを置いています。今回は、該当する条文を抜粋しておりますので、またそれぞれの法律、規則をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>これから議事に入っていきますが、今、ご説明いただいた個人情報の保護にかかわって、保持すべき秘密の範囲ですね。これはすごく大事なことだと思います。いただいた資料の中で「個人情報など」というふうになっているんですけども、この個人情報というのはわかるのですが、「など」の範囲、私たちの義務というふうに理解しないといけない事柄だろうと思いますので、もし何か補足等があれば少しご説明いただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちら「保護など」の「など」には何が含まれるのかということですが、法人情報、つまり事業者に関する情報についても同じように取り扱わなければならないという、その「など」のところにはそういった情報が含まれるというふうに解釈していただけたらと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>わかりました。</p> <p>この件について、委員の皆さんはよろしいでしょうか。</p> <p>では、さらに進めます。会議次第の1番ですが「意見交換（グループワーク）」になっています。これは、これまでの協議会と同じように進行は事務局でお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>最初に事務局、それぞれのグループのほうに移動をお願いします。</p> <p>ではグループワークの説明をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">～意見交換（グループワーク）開始～</p>

	～意見交換（グループワーク）終了～
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ではここで、グループワークを終了させていただきます。事務局はもとの席に戻ってください。</p>
会長	<p>話を議題のほうに戻させていただきます。</p> <p>グループワークをすると、時間が結構早くたつもので、もう3時10分になっておりますので、会議次第の2に移りたいと思います。</p> <p>事務局、ご準備よろしいですか。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>まずは当日資料の「相談事例の分類や整理の考え方」というものを ご覧ください。</p> <p>こちらの元となったのは、大阪府の協議会で、本日これから行わせていただきます相談内容の報告をされる際に出されていたものです。茨木市もそれののっとして相談類型のほうを分類させていただきました。</p> <p>まず、「相談類型における整理」です。「相談類型は職員の対応を経た上で下表、下記のテーマに沿って整理して分類。なお、相談対応中で未整理の段階では主訴等を参考に暫定的に分類しておき、後日整理できた時点で改めて確定させるという取り扱いとしている。」という文章があります。</p> <p>ここで別の資料をご覧ください。「平成30年度本市の障害者差別解消の 取組について」という、前回の第5回協議会でお配りした資料の差しかえのものをご説明させていただこうと思います。こちらを、前回第5回の協議会で出させていただいたときは、茨木市に相談が寄せられた時点での状況で分類をしておりました。その後、大阪府の資料等を確認したり、大阪府の担当の職員のかたとお話しするような機会もございまして、茨木市も大阪府の分類や整理と同じ方法で分類をしようということになりまして、差しかえ分の資料の2番目の太枠のところになりますが、相談終結時の類型で統計をとりましたので、前回協議会でご報告させていただいた件数とは変わっております。またご確認ください。</p> <p>では、分類のほうの説明に戻させていただきます。「相談事例の分類や整理の考え方」の資料の「相談類型」という表のところです。</p> <p>まず①番、「不当な差別的取り扱い」、これは定義としては、不当な差別</p>

<p>会長</p>	<p>的取り扱いに該当するもの、または不当な差別的取り扱いに該当するおそれのあるもの。</p> <p>②番、「合理的配慮の不提供」、合理的配慮の不提供に該当するもの、または合理的配慮の不提供に該当するおそれのあるもの。</p> <p>③番、「その他」、「その他」は非常に細かく分類されておりまして、一番上の「不適切な行為」は、障害者差別解消法の差別類型には該当しない（おそれも含む）が、差別的・不適切な行為があったと思われるもの。</p> <p>その次、「不快・不満です。不快・不満といいますと、ただ文句を言っているみたいなイメージで捉えがちですけれども、これは差別的・不適切な行為があったことを確認はできないが、相談者のかたは差別的と捉え、不快・不満があったのもの。ただし年金や給付金等ほかの制度への不満・苦情を要因とするものは除くということになっております。</p> <p>その次、「環境の整備」、定義としては、施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に関するもの。</p> <p>「その他相談・意見・要望」、年金や給付金等の他の制度への不満苦情を要因とするものや、差別以外の相談、意見、要望に類するもの。</p> <p>「問い合わせ」、法や条例、制度等の内容に関する問い合わせ。</p> <p>「その他」、上記で分類できないもの。以上のような考え方、整理、分類になっております。</p> <p>市に寄せられた相談内容をこれらの分類にあてはめたものが当日資料の「平成30年度相談事案について」というものになります。そちらをご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">～平成30年度相談事案の説明～</p> <p>ありがとうございます。これは前回、ご質問というか、ご要望があった相談の中身を詳しくご説明いただくということでしたね。</p> <p>今、ご説明いただいたことについて、ご質問があればお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>では、この件については終わらせていただこうと思います。</p> <p>それでは会議次第、2の(2)に移らせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>「各機関等からの情報提供」。これは事務局のほうからお願いします。</p>
-----------	---

事務局	<p>研修のご案内を2件させていただきたいと思います。</p> <p>またチラシのほうをお渡ししておりますので、後ほどごらんいただけたらと思います。</p> <p>まず、人権啓発研修会というのをやっております、第1回、第2回はもう終わっているのですが、第3回が来週、11月27日水曜日にあります。場所は、クリエイトセンター302号室で、「健常者、障害者、アスリート、私の過去・現在・未来（夢）」ということで、パラアスリートの木下裕季子さんがご講演してくださいます。時間が午前10時から11時半となっております。木下さんはパラアスリートとしてパラリンピックに今まで2度出場されているかたで、競技は射撃・エアライフルです。また来年の東京パラリンピックに向けての強化選手ということで、そのあたりのお話も聞けるかと思えます。</p> <p>もう一つは、来月12月12日木曜日ですけれども、オスマン・サンコンさん。ご存じでしょうか。「みんな違って、みんないい」というタイトルでご講演いただきます。「人権」と言いますと、ちょっと固いイメージがあるのですけれども、明るく楽しく、前向きになれる講演会だと思いますので、ぜひ周りのかたとお誘い合わせの上、ご参加いただけたらと思います。あと申し込みのほうは人権センターで受け付けておりまして、チラシのほうにも連絡先を載せておりますので、ぜひよろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>これはご質問を受けずに、次に移らせていただきます。</p> <p>最後、式次第3になりますか。「今後の予定、事務連絡」これも事務局のほうから願ひします。</p>
事務局	<p>こちら事務局から失礼いたします。</p> <p>本協議会の今後の予定ですけれども、あっせん等の申し立てがありましたら、もちろん部会、あるいは協議会を随時開催いたします。特にそういったお申し出がなかった場合につきましては、年をまたぎまして来年の8月に協議会を開催したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>はい。</p>

委員	すみません、少しお願いがあるんですけど。
会長	どうぞ。
委員	<p>あっせんの申し立てがないことはいいことだなと、一面的には思うのですがけれども、やはりこういうことで相談してもいいんですよというものの周知がまだまだ不足しているように思えるんです。やはりつらい思いをした人が市役所に足を運ぶというのは、とても勇気が要ることだと思うんです。あっせんにかかわろうが、かかわるまいがそういう差別的取り扱いとか、嫌な思いをしたということをも勇気を持って相談してほしいという告知をもう少し、何と言うか、相談の敷居を低くするようなPRの仕方がないものか検討していただきたいと思います。</p>
会長	<p>これについては事務局のほうでまた引き取っていただいて、可能であれば少し何らかの手だてを打っていただくように、私のほうからもお願いしたいと思います。</p> <p>ほかによろしいでしょうか。</p> <p>ではちょっと時間が5分ほど超過しましたが、次回、予定どおりであれば8月ということで、その間にあっせん事案があれば、皆さんにお集まりいただくこともあろうかと思っておりますので、その節にはよろしく申し上げます。</p> <p>これで終わりたいと思います。どうもご苦労さまでした。</p>